

お知らせ

令和8年6月1日から 入院時食事代の負担額が変わります

令和8年6月1日から、入院時における食事代の負担額が下記のように変更します。

【入院時1食あたりの負担額】

区分		令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
①	一般の方	510円	→ <u>550円</u>
②	指定難病患者または 小児慢性特定疾病児童等 (下記に該当しないもの)	300円	→ <u>330円</u>
③	住民税非課税の 世帯に属する方 (④を除く)	90日までの入院	→ <u>270円</u>
		長期入院該当 (過去12ヶ月で90 日を超える入院)	→ <u>220円</u>
④	③のうち、所得が一定基準に 満たない方など	110円	→ <u>130円</u>

※③、④に該当する方は、市町村が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院時窓口に提出してください。